# ALLたま社労士事務所便り

連絡先: 〒277-0832

柏市北柏3-5-4日暮ビル6F

電話: 0 4-7 1 6 4-1 2 8 3 FAX: 0 4-7 1 6 4-1 2 8 4

e — m a i l : <u>tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp</u>

URL: http://www.tama-office.com/

# 「希望者全員の 65 歳 までの雇用」義務化に 向けた動き

#### ◆非常に注目すべき内容

年明けの1月6日に、厚生 労働省の労働政策審議会から、「今後の高年齢者雇用対 策について」と題する、希望 者全員の65歳までの雇用確 保措置等を求める内容の文 書が発表されました。

今後、わが国の高齢者雇用 対策はどのように動いてい くのか、非常に注目すべき内 容が含まれています。

#### ◆高年齢者雇用の状況

厚生労働省が昨年 10 月に発表した「平成 23 年 高年齢者の雇用状況集計結果」によれば、現在の法律で定めている、高年齢者を 65 歳まで雇用するための高年齢者雇用確保措置(「定年の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれか)を「実施済み」の企業の割合は95.7%(前年比 0.9 ポイント減)となっています。

また、希望者全員が65歳

以上まで働ける企業の割合は 47.9% (同 1.7 ポイント増)、 同じく 70 歳まで働ける企業 の割合は 17.6% (同 0.5 ポイ ント増) となっています。

## ◆「無年金・無収入」と なる者の防止

現行の年金制度に基づき、 平成 25 年以降は、公的年金 (報酬比例部分)の支給開始 年齢が段階的に 65 歳まで引 き上げられることが決まって いることから、現状の高年齢 者雇用確保措置のままでは、 「無年金・無収入」となる者 が生じる可能性があります。

そこで、昨年9月から、厚生労働省内に設置された専門部会において、「雇用」と「年金」が確実に接続するよう、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等について検討がなされており、今回の文書発表となりました。

# ◆2013 年度から施行と なるか?

この文書中に含まれる「希望者全員の 65 歳までの雇用確保措置」が実施されるとな

ると、企業にとっては非常に 大きな負担となります。

早ければ、今年の通常国会に改正法案が提出され、2013年度から施行されるとも報道されています。中小企業には猶予期間が設けられるとも言われていますが、いずれにしても、今後の動きに注目しておく必要があるでしょう。

## 通勤手当の非課税限度額 の見直し

#### ◆特例の廃止

給与所得者で、通勤距離が 片道 15 キロメートル以上の 人が自動車などを使用して通 勤している場合に受ける通勤 手当について、距離比例額に かかわらず運賃相当額(最高 限度:月額10万円)まで非課 税扱いとする特例が、廃止さ れました。

#### ◆非課税限度額

自動車などで通勤している 人の1カ月当たりの非課税限 度額は、片道の通勤距離に応 じて次のように定められてい ます。 2キロメートル未満は「全額課税」、2キロメートル以上 10キロメートル未満は「4,100円」、10キロメートル未満は「4,100円」、10キロメートル以上15キロメートル以上25キロメートル以上25キロメートルよ流は「11,300円」、25キロメートル未満は「16,100円」、35キロメートル未満は「16,100円」、35キロメートル以上45キロメートル未満は「20,900円」、45キロメートルよは「24,500円」です。

#### ◆見直しの内容

これまで、通勤距離が片道 15キロメートル以上で自動車 などを使用している人の距離 比例額よりも、交通機関を利 用した場合の1カ月当たりの 合理的な運賃等の額に相当す る金額(運賃相当額)が高額 の場合には、特例により運賃 相当額を非課税扱いとされて きました。

しかし、バランス等の観点から、平成24年1月1日以後に支払われた給与については、距離比例額までが非課税扱いとなり、運賃相当額と距離比例額の差額については給与所得として源泉所得税の課税対象となりました。

## ◆適用は平成 24 年1月支給 の給与分から

今回の改正は、平成24年1月1日以降に支給する給与分から適用されますので、マイカー通勤をしているにもかかわらず運賃相当額の支給を続

けた場合には、年末に不足分 を徴収しなくてはならなく なる可能性があります。

給与計算事務を行う方は、 対象者の通勤方法や手当が どのようになっているのか を再度確認し、間違いのない ように気を付ける必要があ ります。

# 2 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

#### 1 日

贈与税の申告受付開始<3月 15 日まで> [税 務署]

#### 10 日

- 源泉徴収税額・住民税特 別徴収税額の納付 [郵便 局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

#### 15 日

所得税の確定申告受付開始対<3月15日まで>[税務署]

#### 29 日

- 固定資産税<都市計画税</li>の納付<第4期分>[郵便局または銀行]
- 法人税の申告<決算法人

及び決算期の定めのない 人格なき社団等について > 「税務署]

- じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

### ~当事務所より一言~

いつも大変お世話になっております。

今年は急に気温が下がったため、体調を崩されている方が多くみられます。 万全な健康管理が業務を行うにあたって第一ですので体調には十分お気をつけいただければ幸いです。

私自身も去年はインフル エンザにかかりましたが今 年は体調維持に努めます。

今後ともよろしくお願い 申し上げます。